

## 7. 当施設が提供するサービスと利用料金

認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護の内容は次の通りです。介護サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、法定代理受領サービスである時は、通常その1割、2割または3割(割合は介護保険負担割合証に記載されています)の額となります。なお、介護保険料滞納等で法定代理受領とならない場合は、いったん利用料の全額をお支払いいただきます。その後、事業所から交付するサービス提供証明書と領収証を添えて行政の担当窓口申請することで7割、8割または9割の額が給付されます。(償還払い)

### (2) サービスの利用料金

<2024.04.01 改訂>

地域区分	大津市 5級地	1単位あたり	10.55円
------	------------	--------	--------

#### ① 基本報酬

##### ▼ 認知症対応型通所介護費(Ⅰ) i

【1回につき】

サービス提供区分	介護度	単位数 (単位)	介護報酬額 (円)	利用者負担額(目安) (円)		
				1割	2割	3割
7時間以上 8時間未満	要介護1	994単位	10,486円	1,049円	2,098円	3,146円
	要介護2	1,102単位	11,626円	1,163円	2,326円	3,488円
	要介護3	1,210単位	12,765円	1,277円	2,553円	3,830円
	要介護4	1,319単位	13,915円	1,392円	2,783円	4,175円
	要介護5	1,427単位	15,054円	1,506円	3,011円	4,517円

※上記は、「7時間以上8時間未満」の場合であり、サービス提供区分が変更される場合は、区分に応じた額を算定します。(原則はケアプランに基づくサービス提供区分とします。)

##### ▼ 介護予防認知症対応型通所介護費(Ⅰ) i

【1回につき】

サービス提供区分	介護度	単位数 (単位)	介護報酬額 (円)	利用者負担額(目安) (円)		
				1割	2割	3割
7時間以上	要支援1	861単位	9,083円	909円	1,817円	2,725円
8時間未満	要支援2	961単位	10,138円	1,014円	2,028円	3,042円

※上記は、「7時間以上8時間未満」の場合であり、サービス提供区分が変更される場合は、区分に応じた額を算定します。(原則はケアプランに基づくサービス提供区分とします。)

#### ② 加算・減算(認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護 共通)

加算等の種類と説明	単位数 (単位)	介護報酬額 (円)	利用者負担額(目安) (円)		
			1割	2割	3割
▼入浴介助加算(Ⅰ)【1日につき】 入浴中の観察(見守りの支援)を含む入浴介助を行った場合に算定	40単位	422円	43円	85円	127円

▼個別機能訓練加算(Ⅰ)【1日につき】 1日120分以上、機能訓練指導員が個別機能訓練計画に基づき、計画的に機能訓練を実施した場合に算定	27単位	284円	29円	57円	86円
▼若年性認知症受入加算【1日につき】 受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定め、その者を中心に当該利用者の特性やニーズに応じたサービスの提供実施した場合算定	60単位	633円	64円	127円	190円
▼送迎減算【片道につき】 利用者が自ら通う場合や利用者家族等が送迎を行う場合など、事業者が送迎を実施しない場合片道につき減算する	-47単位	-495円	-50円	-99円	-149円

<2026.06.01改訂>

▼介護職員等処遇改善加算(Ⅱ口)【1月につき】 介護職員等の確保に向けて介護職員等の賃金改善に充てることを目的に創設されたものであり、2024年5月までの「介護職員等処遇改善加算」「介護職員等特定処遇加算」「介護職員等ベースアップ等支援加算」の3加算を一本化したもの	所定単位数(1ヶ月のご利用サービスの合計単位数) ×229/1000を乗じて算出された単位数による額
--	---

### ③ 介護保険の給付対象とならないサービス利用料金

項目	説明	金額
① 食費	昼食代 650円+おやつ代 120円	770円/日
②おむつ・リハビリパンツ・尿取りパット等にかかる費用	事業所が準備するおむつ・リハビリパンツ・尿取りパット等を使用した場合	実費
③通常の事業実施地域外への送迎の場合の交通費	通常の事業実施地域外への送迎は、事業実施地域を越える地点から目的地までの往復距離に対する実費	30円/km
④当該利用者に係るサービス提供記録等の複写物の複写物	サービス提供記録等の複写にかかる費用	10円/枚

※上記の他、認知症対応型通所介護または介護予防認知症対応型通所介護の中での提供サービスのうち、日常生活においても通常必要となる費用で利用者が負担することが適当と認められる費用は実費をいただきます。